

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和6年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
島根県	浜田市	三隅自治区 ウイルス性 肝炎疾患医療	98	ウイルス性肝炎(C型)に罹患した者 (旧三隅町に住所を有していた浜田市民)	○ 自己負担限度額 入院外・・・20,000円(8,000円) 入 院・・・32,000円(15,000円) ()は市町村民税非課税世帯 *ただし、保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の 指定医療機関	平成19年 8月診療分
	浜田市 (*)	三隅自治区 ウイルス性 肝炎疾患医療	98	*平成19年8月診療分から受託しているウイルス性肝炎疾患医療の患者負担額の変更 ウイルス性肝炎(C型)に罹患した者 (旧三隅町に住所を有していた浜田市民)	○市町村民税の階層区分 ・非課税世帯・・・6,000円 課税世帯の市町村民税(所得割合) ・課税年額が65,000円未満の場合・・・8,000円 ・課税年額が65,000円以上の場合・・・20,000円		対象外	県内の 指定医療機関	平成20年 4月診療分
	浜田市 (*)	三隅自治区 ウイルス性 肝炎疾患医療	98	*平成20年4月診療分から助成内容を変更したウイルス性肝炎疾患医療の患者負担額の変更 ウイルス性肝炎(C型)に罹患した者 (旧三隅町に住所を有していた浜田市民)	○市町村民税の階層区分 ・非課税世帯・・・1,000円 課税世帯の市町村民税(所得割合) ・課税年額が235,000円未満の場合・・・2,000円 ・課税年額が235,000円以上の場合・・・4,000円		対象外	県内の 指定医療機関	平成22年 4月診療分
	大田市	子ども	90	小学校就学後から中学校卒業の3月末までの者	3割負担 1医療機関 2,000円/月を限度	3割負担 1医療機関 1,000円/月を限度 *薬局・訪問での自己負担なし	対象外	大田市内の医療機関 等及び特定の県内医療機関等	平成22年 7月診療分
	大田市 (*)	子ども	90	*平成22年7月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (自己負担3割 1医療機関の上限が入院2,000円/月、入院外1,000円/月→自己負担なしに変更) 小学校就学後から中学校卒業の3月末までの者	なし		対象外	大田市内の医療機関 等及び特定の県内医療機関等	平成25年 10月診療分
	浜田市	三隅自治区 ウイルス性 肝炎疾患医療	98	*三隅自治区ウイルス性肝炎疾患医療費助成事業の廃止に伴い、実施機関番号「98.32.002.1」の取扱いを終了					平成28年9月診療分までの取扱い
	大田市 (*)	子ども	90	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 満6歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	なし	なし	対象外	大田市内の医療機関 等及び特定の県内医療機関等	令和6年 10月診療分